**質　問　書**

２０２０年７月２７日

東京都教育委員会教育長　藤田　裕司　殿

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

東京「君が代」裁判原告団

事務局長　近藤　徹

　周知の通り、新型コロナ感染拡大の最中、東京都教育委員会（以下都教委という）が卒業式で全都立学校一律に「君が代」斉唱を強制したことにマスメディア・保護者・生徒などから厳しい批判が寄せられている。

本会は２０２０年３月１９日、「卒業式に係わる指導部指導企画課長名の『事務連絡』（２月２８日

）」（事務連絡①及び②）について貴教育委員会に質問書を提出し、「所管：指導部指導企画課」名で「回答」（４月２４日付）を得た。

そこでその「回答」について改めて質問し説明を求める。

1. 「回答」で「例年実施している調査」とあるがどのような「調査」でいつ出されたのか。文書を示し説明を求める
2. 「回答」では事務連絡①は「新型コロナウイルス感染拡大等の状況によっては、実施方法について変更があることも想定されていたことに鑑み、そうした場合の調査への回答の仕方の例を示したもの」とし「卒業式の適正な実施に向けた、従来の基本方針に変更を加える趣旨のものではありません。」と述べている。

しかしながら、事務連絡①の記の２は「本年度に限りいわゆる『10.23通達』に示す取扱いと異なる方法で卒業式を実施する場合…」（下線は引用者、以下同）を前提に、例１は「各教室で放送等を活用して式を実施したため、国旗を掲揚出来なかった場合」、例２は「飛沫感染を防ぐため、国歌を含め全ての式歌の斉唱や合唱を行なわなかった場合」を想定して回答を例示して、「＊本年度に限り、上記回答を不適切な状況として取り扱わない。」と明記している。

また、なお書きの、「体育館で実施しながら国旗掲揚を行わない事例や、校歌や…を斉唱（合唱）しながら国歌斉唱を行わない事例等は、不適切な事例に該当」との文言も体育館での実施の際の国旗掲揚を、また、校歌等斉唱の際は国歌斉唱もすべきとの内容であり、例１や例２の場合に「国旗掲揚」や「国歌斉唱」を行なわなくても、「本年度に限り、不適切な状況として取り扱わない」を補足するものに過ぎない。

以上から、事務連絡①は「従来の基本方針」の変更（『10.23通達』と異なる方法での卒業式実施）を含む趣旨だったと解されるがどうか。改めて、事務連絡①の文言に沿っての説明を求める。

1. 複数の都立学校長から「問い合わせ」があり「都立学校のみ、改めて２回目の事務連絡を発出し、１回目の事務連絡の趣旨を明確に伝えた」と「回答」でいうが、何故「都立学校長のみ」に伝え市町村教育委員会には伝えなかったのか。説明を求める。
2. 「２つの事務連絡の内容が異なるものではありません。」と「回答」しているが、事務連絡②は「説明不足…をお詫び」しながら、唐突に「現時点で、「国旗掲揚…。」「国歌斉唱…。」という方針に変更はありません」として、事務連絡①とは明らかに異なる。しかも「感染防止」の目的を後退させているのである。改めて説明を求める。
3. 桐井指導部主任指導主事はこの指示を「適切だった」と説明している（東京新聞　７月２０日付）が、「感染防止」の趣旨に反し、しかも参加者のマスク装着状況さえも把握していないなど、生徒・教職員の生命・安全を危険にさらす指示と言わざるを得ない。この点につき説明を求める。

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

＜回答期限＞　２０２０年８月１７日（月）。上記近藤までメール及び文書（郵送）で回答すること。

（参考）本会の「質問書」（３月１９日付）と都教委の「回答」（４月２４日付）

「質問書」（３月１９日付）

＜卒業式に係わる指導部指導企画課長名の「事務連絡」（２月２８日）について＞

① 事務連絡①・例１で「各教室で…式を実施したため、国旗を掲揚できなかった場合」を想定していたにもかかわらず、事務連絡②で卒業式を「国旗掲揚の下に、体育館で実施する」と指示した理由は何か。

② 事務連絡①・例２で「国歌を含め…斉唱や合唱を行わなかった場合」を想定していたにもかかわらず、事務連絡②で「国歌斉唱を行う。」と指示した理由は何か。特に、事務連絡①・例２の「飛沫感染を防ぐため…」を受けて、校歌斉唱、式歌（卒業の歌）斉唱などを取り止めた学校にも「国歌（君が代）斉唱」実施を指示した理由は何か。

③ 同日のうちに内容の大きく異なる、しかも「感染防止」の目的を後退させる内容の事務連絡を出し、学校現場を混乱させた責任は免れない。都教委として上記事務連絡①，②発出の経緯及び、それに関する見解と責任の所在を明らかにされたい。

「回答」（４月２４日付）

令和２年２月28日付事務連絡により最初に発出した事務連絡は、「卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について」と題するもので、都立学校長と区市町村教育委員会指導事務主管課長に宛てた文書です。

この事務連絡を発出した理由は、発出日の数日前から、複数の区市町村教育委員会から、「新型コロナウイルス感染防止のため例年と異なる方法で卒業式を実施することを検討しているが、例年実施している調査にどのように回答すればよいか。」との問合せを受けたためです。

内容は、発出日時点で、区市町村立学校における卒業式については、児童生徒や学校の実態により様々な形態での実施が検討されていたこと、また、都立学校における卒業式については、発出日以降の新型コロナウイルス感染拡大等の状況によっては、実施方法について変更があることも想定されていたことに鑑み、そうした場合の調査への回答の仕方の例を示したものとなっています。

都教育委員会は、この文書の発出に先立つ同年２月26日付で都立学校長に宛てた通知により、都立学校の卒業式については、人の密集を避けるため保護者及び来賓等の参列をお断りするとともに、時間短縮を図るため都教育委員会挨拶の読み上げを行わないなど、新型コロナウイルスの感染防止策を講じて実施するよう求めました。これらの対策は、生徒等の安全確保のために必要と判断し、講じたものであり、国歌斉唱を含め、学習指導要領に示されている儀式的行事としての卒業式の適正な実施に向けた、従来の基本方針に変更を加える趣旨のものではありません。

しかし、この文書の発出直後から、複数の都立学校長から、「２月26日付の文書で示した内容が変更になったのか。」などの問合せを受けたことから、上記の趣旨が十分に伝わっておらず誤解を与えている可能性があることが明らかになりました。

そこで、都立学校に対してのみ、改めて２回目の事務連絡を発出し、１回目の事務連絡の趣旨を明確に伝えたところです。

したがって、２つの事務連絡の内容が異なるものではありません。

（所管：指導部指導企画課）